

保存版

PTA 会則・細則

(卒業まで大切に保管しておいてください)

大津市立仰木の里東小学校 PTA



大津市立仰木の里東小学校 P T A 会則

第 1 章 総則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、大津市立仰木の里東小学校 P T A と称し、事務局を仰木の里東小学校に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して児童の健全育成と安全確保を図るとともに、会員相互の親睦と教養を高めながら、地域に開かれた学校づくりのために、学校・家庭・地域社会を結ぶ懸け橋としての役割を担うことを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 児童の健全育成に関する活動
- (2) 学校並びに家庭・地域における教育環境の充実・向上に関する活動
- (3) 会員相互の連携を深め、教養を高めるための活動
- (4) その他本会の目的達成に必要な活動

(方針)

第 4 条 本会は、児童の健全育成を本旨とする自主独立の団体として活動し、児童の教育及び福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 本会は、本校に在籍する児童の保護者及び本校に在職する教職員をもって組織する。

2 会員のほか、準会員を設けることとし、その活動内容については別に定める。

第 3 章 役員

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名 (保護者)
- (2) 副会長 1 名 (保護者)
- (3) 会計 2 名 (保護者 1 名、教職員 1 名)
- (4) 庶務 2 名 (保護者 1 名、教職員 1 名)
- (5) 地区委員長 2 名 (保護者 1 名、教職員 1 名)
- (6) 顧問 1 名 (校長)
- (7) 相談役 1 名 (前年度協議委員より)
- (8) 会計監査 2 名 (保護者)

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が仕事を遂行できない時はこれを代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 庶務は、会議の記録並びに会の運営に伴う事務を処理する。
- (5) 地区委員長は地区委員を統括し、地区に関する PTA 活動を運営する。
- (6) 顧問は、各会議に出席し、意見を述べるができる。

(7) 相談役は、必要があれば会議に出席し、事業等の引継ぎや助言を行う。

(8) 会計監査は、本会の会計の監査を行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員の欠員が生じた場合は、協議委員会において選出し、委員総会で承認を得る。ただし、不測の事態が生じ、緊急を要する場合には、委員総会での承認を事後とし、前条に定める役員の任務を遂行することができる。会長が残任期間を通して任務を遂行できない時は、協議委員のうちの1名が会長となる。
- 3 前項の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合、委員総会で承認を得て辞任することができる。
- 5 辞任により役員に欠員が生じた場合は、原則として新たに役員を補充しない。

第4章 会計と会計監査

(会計)

第9条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は、活動収入及び寄付金をもって充てるものとし、第2条の目的を達成するために支出する。

(会計監査)

第10条 本会に2名の会計監査をおく。

- 2 会計監査は、年1回以上会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 3 会計監査の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第5章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、委員総会、協議委員会及び地区委員会とする。

第6章 総会

(総会)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は年度当初に、臨時総会は必要ある時に、会長が招集して開催する。
- 3 総会の定数は、会員3分の1以上（委任状を含む）とし、議事は出席会員の過半数をもって決する。

第7章 委員総会

(委員総会)

第13条 委員総会は、総会に次ぐ議決機関であり、重要事項を協議・決定するため、会長が招集して開催する。

- 2 委員総会の定数は、委員の3分の1以上（委任状を含む）とし、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委員総会の構成)

第14条 委員総会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・会計・庶務・顧問・相談役

- (2) 地区委員長
- (3) その他、必要に応じて会長が出席を要請した者

第8章 協議委員会

(協議委員会)

第15条 協議委員会は、本会の円滑な運営を図るため、会長が随時必要な構成員を招集して開催する。

(協議委員会の構成)

第16条 協議委員会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・会計・庶務・顧問
- (2) 地区委員長
- (3) その他、必要に応じて会長が出席を要請した者

第9章 地区委員会

(地区委員会)

第17条 地区委員会は、各地区の会員相互の連絡を図るとともに、各地区での PTA 活動を推進するために、必要に応じて会長または委員長が招集して開催する。

(地区委員会の構成)

第18条 地区委員会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 地区委員長
- (2) 地区委員
- (3) その他、必要に応じて会長、地区委員長が出席を要請した者

第19条 削除

第20条 削除

第10章 削除

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

第11章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱規程)

第24条 本会の活動に必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「大津市立仰木の里東小学校PTA個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

第12章 会則の改廃

(会則の改廃)

第25条 本会則の改廃については、総会の決議によらなければならない。

付則 この会則は、平成9年4月1日から施行する。

平成11年 5月29日改正

平成14年 5月24日改正

平成15年 5月13日改正
平成16年11月15日改正
平成20年 5月28日改正
平成26年 5月23日改正
令和 元年 5月25日改正
令和 2年 6月27日改正
令和 3年 8月 1日改正
令和 5年 6月 1日改正
令和 6年 6月21日改正

大津市立仰木の里東小学校 P T A 細則

第 1 条（協議委員の選出）

1. 会長、副会長、会計、庶務、地区委員長

1 月末までに、次年度会員の中から上記協議委員の候補者を選出する。

選出された候補者は、互選で各役職を選出し、3 月の委員総会で承認を得る。

協議委員を経験した世帯は、全ての委員の選出対象から除外される。

〈選出方法〉

- ① 在籍する次年度会員（1～5 年保護者）を対象に立候補を募り、立候補者が多数の場合は互選により決定する。
- ② 立候補者が定数に満たない時は、選出対象者から抽選等の適切な方法によって決定する。
- ③ この場合の選出対象は、未就学児のいない 1 年生から 5 年生の保護者とし、学年ごとに協議委員の司会による選出の場を持つ。ただし、会員数の大幅な増減などを考慮したうえで協議委員が必要と判断した場合には未就学児を持つ保護者も対象とすることができる。
- ④ 選出人数は各学年から 1 名を基準とするが、立候補者や各学年選出対象者の人数によってその数を変えることができる。その場合の各学年選出人数は協議委員会で決定する。
- ⑤ 協議委員・北部ブロック事務局員を経験した世帯は、選出対象から除外する。
- ⑥ 選出時に地区委員の世帯は、その年の選出対象から除外する。
- ⑦ 学級委員、地区委員を合計 3 回以上経験した世帯は、選出対象から除外する。
- ⑧ 個人の事情の考慮については、個人情報保護の観点から協議委員会で決定する。
- ⑨ なお、選出対象が定員に満たない場合は、以上の選出対象からの除外規定にかかわらず、選出対象を協議委員会で決定する。

2. 相談役

協議委員（教員を除く）の中から 1 名を選出し、3 月の委員総会で承認を得る。

第 2 条（地区委員の選出）

1. 地区委員の選出

協議委員選出後、2 月末日までに、各地区で、次年度会員の中から次年度地区委員を選出する。選出方法は、各地区で協議して決める。

2. 地区委員の人数

人数は各地区 1～4 名とし、各地区の実情に応じて現地区委員で次年度の地区委員の人数を変更、及び決定できる。

3. 欠員の補充

地区委員に欠員が生じた場合には、協議委員会において、選出方法を含め、その取り扱いを決定する。

第 3 条（会計監査）

1. 会計監査の選出

3 月の委員総会において、会員の中から次年度の会計監査候補を選出する。

会計監査は、協議委員、地区委員を兼務することはできない。

第4条（地区の設置）

各地区は次のとおりとする。

1. 仰木の里東1丁目
2. 仰木の里東2丁目
3. 雄琴北2丁目
4. 雄琴北1丁目・雄琴3丁目
5. 仰木の里東3丁目
6. 仰木の里東5丁目
7. 仰木の里東6丁目
8. 仰木の里東7丁目
9. 仰木の里東8丁目
10. 衣川1丁目
11. 衣川2丁目

これ以外の世帯は原則として隣接する地区に所属する。

第5条（細則の改廃）

本細則の改廃については、委員総会の決議による。

付則 この細則は、平成11年3月23日より施行する。

平成11年度	第2回委員総会にて改正
平成13年度	第2回委員総会にて改正
平成14年度	第2回委員総会にて改正
平成16年度	第2回委員総会にて改正
平成16年度	第3回委員総会にて改正
平成17年度	第2回委員総会にて改正
平成19年度	第2回委員総会にて改正
平成20年度	第2回委員総会にて改正
平成22年度	第2回委員総会にて改正
平成25年度	第1回委員総会にて改正
令和 元年度	定期総会にて改正
令和 2年度	委員総会にて改正
令和 5年度	委員総会にて改正
令和 6年度	委員総会にて改正